

第3回 平塚市景観検討会議 議事要点

日時：平成18年3月22日（水）

14：00～17：15

場所：MNビル 11階ひらつかスカイプラザ第一会議室

◇景観類型別・景観要素別の方針について

<眺望について>

○眺望については、どのようなかたちで計画に盛り込み、説得力のあるものにしていくのか。眺望がよいと位置づけても、それを阻害する建築物が建設されてしまう可能性に脅かされているのは、心もとないのではないか。

⇒高さ規制については、現時点では用途地域と連動した高度地区を検討している。今後、ある眺望を保全するために規制をかけるとなると、様々な合意形成が必要となる。基本計画のレベルでそれが可能なのか検討する必要がある。色彩の問題についても、同じことが言える。

⇒実際に富士見通りと呼ばれている真土金目線のような場所で、派手な建物を規制するとなると、沿道の地権者との合意形成が必要となる。仮に眺望を守る、あるいは派手な建築物を排除するといった内容を基本計画レベルで記載できたとしても、実際に景観法に基づく規制となると地域に入っていくような計画を考えなければ難しい。誰もが納得することがあらかじめ予想できるような内容、例えば原色に近い色彩は控えるといった内容の規制ならば可能かもしれないが、一気に厳しい規制をかけるというのは難しいというのが市としての見解である。

⇒高さ規制については、用途地域と連動したものを考えている。大まかに捉えれば、郊外部には高層建築物は建設されないはずであり、湘南新道や銀河大橋からの眺望を考えた場合、そこから富士山の見える範囲をどう設定するかが焦点となる。これは、高度地区の議論とは少し異なると考えられ、検討方法についても少し異なる。皆がよいと評価し、将来的には何とかしようという部分に留めたとしても、地域に入り込んで考えるような整理の方法が必要となる。いずれにせよ、事務局としては一気に決めるのは難しいと考えている。

○眺望については景観計画の中でやった方がうまくいくのではないか。富士山の眺望については、公共の場で、誰もが知っていて、よいと思っている視点場を点に落とすことはできるのではないか。具体的な手法は次のステップとして決めていけばよいのではないか。少なくとも、ある地点からの眺望を留意しなければならないということを点として明確に書かれると、具体的にプロジェクトが起った場合には、それに基づいた施策が行われるはずである。景観計画の図面に眺望点を明記するだけでも、十分に効力はあると考えられる。例えば、その場所からフォトモンタージュを作成するといった取り組みは可能であるし、また要求もできるはずだ。具体的な規制を設ける状況になれば、それに応じた議論をすることになるだろう。

- 郊外部においては農用地によって眺望が守られている部分も大きいのではないかと。将来的に農用地が転用された場合、どのような状況になるかということを議論する必要もあるのではないかと。転用許可の議論をする中で、眺望への影響が留意されるということが大切だと思われる。
- 市街化調整区域の農地から富士山への眺望というのは、典型的な眺望だと思うのだが、市街化調整区域内では基本的に大規模な建築物は建設できないことになっているはずだ。だとすれば、眺望点として挙げられたポイントの大部分は、特別な規制がなくても眺望が保全されるということになるのではないかと。現時点では、眺望点として大事なポイントをみんなで共有することが優先事項とは言えないか。
- 眺望点がうまく落とせるかどうかは、それなりに重要なポイントだと考えている。それより先の取り組みは、モデル地区でいろいろ議論するなど次のレベルとなるだろう。
- 近年、裁判等で眺望権が認められつつある。しかしながら、ある地域の住民が景観権を主張した場合、その景観はこれまで隣地の空間を使用することにより眺望できていたという一面があることを忘れてはならない。タウンミーティングや推進方策の中には眺望に関する要素が多数含まれており、市民は眺望に関して大きな期待を寄せてくるのではないかと。視点場が多いほど問題も多くなる。難しい問題なので、慎重に検討していただきたい。
- 今後、景観保全のために、様々な規制をかけることになると思う。その規制が、補償という観点から言うと、お互い様の規制ということになれば折り合いはつくだろう。しかし、特定の眺望点からの眺望を保全するということになるのと、それにより利益を得る者と利益を奪われる者という相反関係になってしまう。そのような場合、一方的に利益を奪われる者に対する損失補償をしなければいけないという話が当然出てくる。
- 指導やお願い程度で眺望を保全することは難しいと言え、法律や条例でがっちり規制をかけることになるだろう。そうした場合、憲法第 29 条の財産権保障との関係で一体どうなるのかなど考えていかなければ難しいのではないかと。眺望を保全するということは非常によいことだと考えているし、是非やるべきだと思うのだが、どこまでできるのかについてはしっかりと考えておく必要があるのではないかと。
- 眺望に関して厳しい対立が起った場合には、条例による規制を設けなければならないだろう。しかし、現状においては景観に関心のない市民が多いので、景観に対する大まかな合意形成を図る必要があるだろう。今はまだ、厳しい規制を設ける前段階なのではないかと。
- 以前は、平塚駅の西口改札を出たところから富士山がきれいに見えていた。マンション等が建設され、今ではそれが見えづらくなってしまった。西口からの富士山の眺望を取り戻せばよいと感じている。
- 平塚駅西口からの眺望を回復するといったことは、本当に難しい問題だと感じている。このような厳しい状況にある地区に規制をかけた場合、補償とセットで考える必要があるだろう。しかし、この問題についてはこの場で議論することではないとも感じている。

<車窓景観について>

- 茅ヶ崎から平塚への入り口に関しては、電車の窓からだけではなく、車の窓から見る景観も素晴らしい。第一印象というのは大切なので、もっと活かすことを検討してはどうか。馬入側から東海道を通った場合、電車とほぼ同じ風景を見ることができる。また、東海道より下流側に位置する国道134号線を通った場合には、茅ヶ崎から平塚に入った景色が素晴らしい。馬入辺りから平塚のまちがひらけ、松並木や富士山の他には余分な要素がほとんど視界に入っていない。さらに、馬入辺りは坂になっているため、素晴らしい眺望がひらける。
- 東京側から平塚へ向かう車窓景観として、相模川の鉄橋を渡った後から駅の南側にかけての景観は、室外機が出ていたり、線路のすぐそばまで物が散乱していたりと、東海道線利用者の1人として、芳しくないと感じている。この部分も鉄道景観の一部であると同時に、駅という公共施設の景観、さらには駅前の商業景観に絡んでくる部分であると思うので、その辺りも加味して車窓景観を検討していただきたい。

<河川景観について>

- 河川について、秦野市では花水川水系を重要な要素として位置づけている。まち側の河川景観、自然の河川風景などといったヴァリエーションの違いを話すことにより、市民や業界の方の理解を得るようなことが少しずつできるのではないかと。そのような部分について、秦野市と意見交換を行ってはどうか。

<緑の景観について>

- 平塚では街路樹が立派に育っている。街路樹については、道路景観の中で扱っていくのか。街路樹も緑であり、公園等の緑を繋げている存在なのではないか。緑の連続性という視点から街路樹を扱ってもよいのではないかと。

<色彩について>

- 全体の中で色彩に関する視点が弱いのではないかと。都市景観の中で色彩の問題は大きな位置を占めている。基本計画の中で色彩に関する方針を明確に示すべきである。例えば、平塚市内ではマンションが多数建設されているが、そうした建築物の色彩をどのように決めていくかなどといった問題があるのではないかと。
- 茅ヶ崎市や藤沢市をはじめとする近隣市町との違いを出していく段階になると、まちなみの色というのは非常に重要な意味合いを持つようになるのではないかと。
- 平塚市内のサインはブルーのポールで統一されている。そうした手法で公共の構造物に平塚らしさを持たせることも必要ではないかと。
- 推進方策の検討の中に、色彩ガイドラインも加えていただきたいと思う。

<ストリートファニチャーについて>

- 基本方針全体を見た場合、ストリートファニチャーに関する視点が抜け落ちていると感じた。工場の万年塀が改善された例が紹介されていたが、市内には田園地帯の白いガードレールなど、景観にそぐわないものがまだ残っていると思う。

- ガードレールのように行政が整備するものについては、マイナス要素を必要最小限に抑えていく視点を持った方がよいのではないかと。ゆとりの景観に示されている写真は、よい例として紹介されているのだろうが、場合によってはこれらが無い方が、風景がひらけて見える場合もあるのではないかと。過剰な要素を削ぎ落としていくだけで、景観は随分良くなるのではないかと。
- 白いガードレールや橋の設計は土木の視点ではどう扱われるのかが気になった。ガードレールの白は交通法規上定められていることなのか、もしくは、ある程度自由に設定できるものなのか。そうした部分についても色彩面から検討できないのだろうか。
- ガードレールの色彩に関する意見が出されたが、白以外にもグレーやこげ茶など4～5種類の中から、それぞれのまちづくりにふさわしい色を選択できるようになっているはずだ。
- 白いガードレールの件が話題にのぼったが、これはメーカーの規格品として量産されており、安価なために選択されてきた結果なのではないかと。景観計画が策定され、景観への意識が高まれば、多少コストが高くてもまちなみになじむ色彩のガードレールが選択されるようになるのではないかと。それに向けて、庁内そして市民の合意形成を得るための取り組みが必要となるのではないかと。
- 平塚八幡宮へ通じる大門通りの歩道にインターロッキング舗装が施されているのが過剰な整備だと感じた。まず、そうしたマイナス要素を取り除いてはどうか。整備する際には、そこからさらに発展させ、昔の参道に近づけるよう整備することによって、かつての景観を取り戻すという部分まで基本方針に書き込めればさらによいと感じた。
- 日本では歩道にデザイン性を持たせるケースが多いが、やりすぎると看板と同様に猥雑な印象を与えることになる。この点についても、基本方針にもう少し取り入れてはどうか。

<東海道本線に関する要素別方針について>

- 景観類型の No. 53 東海道本線の表現について、湘南電車の緑とオレンジの車体と調和した風景を演出するとあるが、このデザインの湘南電車はつい先日廃止されたばかりだ。確かに湘南電車としてのイメージは強いが、別のデザインに変わった今、現行の車体の色彩との調和という観点から方針を示した方がよいのではないかと。

<景観重要公共施設について>

- 公共施設については、景観類型において道路、海岸、河川、公共施設景観というように分類されている。このうち公共施設景観は、建築物を中心に考えられている印象を受けた。景観法でいうところの景観重要公共施設には、建築物以外のものも含まれているので、取りこぼしがないようにしていただきたい。
- 景観重要公共施設に指定する際に、県管理の公共施設の場合には県と協議をすることになる。そのような場合、道路は市域を越えて通っており、市域ごとに基準を定められると、県は対応に苦勞することになる。予算の問題もあり、質の高い整備を求められても公共施設では困難な場合もある。県の管理する施設を景観重要公共施設に指定する場合には、協議が必要になるということを念頭に置いていただきたい。

<屋外広告物について>

- 4月から平塚市に屋外広告物条例の権限を委譲するが、県としても現状に責任を感じている。もちろん田んぼの中にある野立て看板は違反であるが、新幹線沿線 500mの範囲にある野立て看板が全て違反というわけではない。第1種住居地域から工業専用地域までの区域については、但し書きで除外されている。神奈川県としては、全ての野立て看板を禁止しているわけではなく、中には合法的なものもあることを了解していただきたい。
- 確かに全ての野立て看板が違反ではないとはいえ、明らかに違反している野立て看板が多いのは事実である。新幹線沿線の看板は、神奈川県が最も多いのではないか。それは広告効果が高いということかもしれないが、そもそも違反広告物の実態が把握しきれていないように感じる。県が取り締まるといっても、全県を1人で任されている状況だ。今後は屋外広告物の取締りを各自治体に任せていく流れに変わっていくのではないか。
- 秦野市では4月1日から景観計画を施行する予定であり、屋外広告物については、今年度のはじめから神奈川県の権限委譲を受けて施行している。秦野市では、業界関係者に向けて説明会を開催したり、あるいは窓口で取り組みのPRを行ったりするなど、試行錯誤しながら取り組んでいる状況である。4月以降の景観検討会議では、最新情報として提供していただければ、提示できる内容もあるのではないか。

<地区別の方針について>

- 現在は景観類型ごとの議論を行っているが、特定の地域を検討する際には、当然複数の要素が同時に存在することになるだろう。これはひとつの計画の枠組みの中で、地区別の議論と要素別の議論をどのように行うかということにも通じるのではないか。景観検討会議では、今後も要素別の議論を継続するのか、もしくはある時期において地区別の議論に移行することになるのか。地区別の方針を立てた方が、地域に住む人々にとっては分かりやすいのではないか。市としてはどのような方向性を想定しているのか。

⇒地区別については、現行の景観計画において設定されている3つのモデル地区を活かす方針である。都市マスタープランのように地域ごとに方針を定めるという案もあるが、現時点では景観要素を全ての地区で活用できる要素として整備し、地区ごとの景観づくりにも活かせるようにしていく方針である。地域住民からの発意があった場合において、景観要素を織り交ぜながら、地域ごとの方針に発展させることを考えている。

<地名について>

- 地名も景観の要素と思うのだが、基本方針案では地名について全く触れられていない。

◇推進方策について

<推進方策について>

- 景観計画を実施して行くにあたっての実施方策についても基本的な方針程度は示しておくべきではないか。現時点では保全すべき景観を選定しているが、その保全・形成を実施していくときにどのような方策を取るべきかを考えておくべきではないか。

- これまでにタウンミーティングなどを開催しているが、一般市民に景観計画の存在を広く知らせ、今後平塚市内で何かするときに景観計画を考慮しなければならないということを浸透させていかなければならない。そうした仕組みの話があまり検討されていないのではないか。景観計画を議論する場を景観審議会のみに限るのかどうかについても検討すべきではないか。
- 景観計画を実施していくためにどうするか、情報をどのように発信していくのか。計画は順々にできていくが、段階的にタウンミーティングというかたちだけで出していけばよいのか。この検討会議もあるが、景観計画の議論をどうしていくのかがもう少し検討され、基本計画に記載した方がよいのではないか。単なる理想論が書かれただけで、実施方策が示されていないのは、景観計画の基本方策として問題があるのではないか。どのように計画を推進していくのかを盛り込むべきではないか。
- 合意形成そのものはもちろん必要であるし、合意形成の無いままに行政が独り相撲を取っても仕方が無い。しかし、全市民の合意を得られるのなら、法律や条例は必要ないのではないか。従わない者がいるからこそ、法律や条例がつけられるのであり、合意形成を図れないからこそ条例をつくり規制を設けるとするのが法律家の発想である。合意形成を強調してしまうと、景観条例とどのようにマッチしていくのだろうか。
- 地域性を実現していくにあたり、地域ごとの景観をつくり、維持していくための手法に関しては共通するものだと考えている。景観は、自然や建築物・工作物によりかたちづくられており、建築物・工作物の色彩や意匠を規制することにより地域の景観がつけられていくのではないか。そうしたときに、景観をつくるための手法が統一されていないのはおかしいのではないか。それぞれの地区にある特徴的な要素を大切にしようとしたとき、その要素を扱う方策は同じ手法だという印象を持っている。
- 景観要素としてあげられている 67 要素のシナリオ・イメージが単なる文章で終わらずに確実に実現されるためには、相応の仕組みを整える必要があるのではないか。例えば、景観要素のテーマやシナリオ・イメージに記入者の署名を入れ、2～3年後に部署を異動したとしても本人が責任を持って実現できるような仕組みを考えてはどうか。

<景観要素シートについて>

- 景観要素シートには期待を寄せている。景観法に基づく景観計画の中に景観要素シートを位置づけるということであったが、シートに位置づけを与えるという考えは重要だと思う。
- 全体で合意形成を図り、景観計画の中に位置づけようという話も重要だが、景観要素シートとは別に、必ずしも合意形成まで到達していなくても、市民が抱いている様々な意見・要望を気軽に載せられるようなシートがあってもよいのではないか。すぐに実現されないかもしれないが、このシートに要望を載せることで、後々なんとかなるかもしれないというシートがあれば、市民のひとつの目標となるのではないか。例えば、公共施設において経時的な変化を楽しむことのできる素材を用いることが理想的だが、それにはコストが高くつくといったケースもある。このようにすぐに実現されるものではないが、何かを検討する際に合意形成を図るきっかけとなるようなシートがあれば、市民の目標のひとつとなるのではないか。

○少し工夫が必要かもしれないが、例えば、かなり合意が取れているものには二重丸、合意は取りにくいが出ているものは三角、もしくはこれからネタを仕込んで育てていくものなど、重み分かるような分類を行ったりしてはどうか。

<景観類型、景観要素の相互の関連について>

○それぞれの基本目標、景観類型には関連性があるのではないか。例えば、鉄道景観を考えた場合、車窓からは河川敷、工場、競技場、お花畑などが見える。単独の基本目標、景観類型の中でも複数の要素が関連しあっていると言えるのではないか。それぞれの目標や類型同士の横の連携を忘れずに考える必要があるのではないか。

○景観要素が詳細にあげられているが、一つひとつの要素はよいものだけが集められており、これに反対するものは少ないだろう。しかし、実際に要素を組み合わせで検討して行く段階になれば、それぞれの要素の関係性に関する議論も必要となるだろう。そのような部分をどう議論していくのか。景観計画を検討、もしくは実施する際の仕組みを検討する必要があるだろう。

○実際に中心市街地の駅周辺のまちづくりを考えた場合、建築物の色彩、高さ、植栽等を検討しなければならない。よい要素が集まっても、その関係性が悪ければダメになってしまう。それをどのようにしていくかの基本的な方針は必要ではないか。

○実際に議論する段階では、複数の景観要素が重なる場合もあるだろう。その辺りの対処方法のシミュレーションを、あらかじめプロジェクトチームで行っていただけると、速やかに運営することができるのではないか。

○車窓景観について、茅ヶ崎方面から走行してきた東海道線が、平塚市内に入る直前の部分は、自然で言えば海と河川、山、さらに工場景観、また公共施設であるサッカー場も見ることができ、平塚の景観要素が複数重なってくる部分と言えるのではないか。同時に、平塚の将来像のイメージを与えることのできる場所でもある。将来を見据えた提案を計画に盛り込むという点については、平塚の入り口となる景観からもアプローチできるのではないか。また、景観要素が複数重なった場合の取り扱いの検討という面においても、参考になるエリアではないか。

<アクションプログラムについて>

○アクションプログラムとしてすぐに着手した方がよい部分もあるかもしれない。例えば、産廃置き場や、野積みなどは、行政主導によるアクションを起こさなければ地元住民だけでは動きがとれない問題である。一方、現在市民運動が盛んな河川景観の取り組みについては、住民と協働のアクションプログラムも考えられる。野積みなど引き算の部分は、おそらく行政がきっかけをつくれれば動くのではないか。

○計画の一部分として位置づけられているものであっても、今すぐ取り掛かれるものについては、まずやってみるという姿勢があってもよいのではないか。そうすることにより、市が本気で景観計画に取り組むという意向を示すことができると思う。また、それらの取り組みを景観計画の策定後にすぐに動き出す取り組みの第一弾として考えてはどうか。清掃などは、地元と調整をしながら進めなければならないかもしれない。

<市民及び事業者の取り組みについて>

- パイロット通りではパイロットが一企業の取り組みとして万年塀を撤去し、バラを植栽している。結果として、誰が見ても好ましい景観になっているのではないかと。しかし、もし仮にパイロットがバラの整備を止めてしまった場合、この景観はどうなるのか。
- 平塚市では多くの街路樹が植えられているが、最近では予算の都合もあり荒れてきているのではないかと。やはり荒れてくると、街路樹も好ましい景観とは言えなくなってくるように感じている。同様に、屋敷林、防風林についてもかつては地域のよい景観を形成していたが、所有者が高齢になり手入れを行き届かせることが困難になるケースが多いようだ。隣近所にまで枝葉が茂り、近隣が迷惑しているというケースもある。
- 本来、よい景観であったはずが、不快な景観になってしまうということもある。公共施設であれば、予算等により解決が図れるのかもしれないが、民間のもの、例えば工場の壁面緑化や民家の屋敷林については、どのように保全していくのか、また、そのための仕組みづくりについて考えてかなくてはならないのではないかと。
- 河川では、渋田川の桜が好まれているが、市民運動で盛り上がりを見せている。アジサイ祭りなども同様のことが言える。市民運動の高まりにより景観が向上するのは、よいことだと考えている。景観計画において、市民運動を手助けする、あるいは活性化させることにより、平塚市全体がよくなるような仕組みづくりを考えてはどうか。
- 野積みや残土の問題は、日本の林業政策が根底にあるのではないかと。山林所有者が、相続等で山林を手放すケースが増えているという。農地の場合には、農地法により簡単に農地を手に入れることはできないのだが、山林の場合には誰でも土地を購入できるそうだ。市や県に山林の買い取りを求めることも難しく、この状況を改善することは非常に難しくなっている。
- 河川における市民活動の実践例を報告したい。先日、金目地区の住民が金目川の清掃活動に取り組んだところ、4tトラック4台分のゴミが集まったそうだ。また、渋田川の桜並木の話があったが、鷹匠橋の下流で県が河川敷を整備した。整備直後は自然を活かした美しい河川敷であったが、現在ではゴミが散乱している状況である。つくるのはいいが、管理は難しいということを実感している。

<庁内連携について>

- 全ての課題が景観法で解決できるわけではなく、庁内連携が必要であるという理解は重要だと思う。
- プロジェクトチームのメンバーは非常に深い議論をしており、背景にある問題や、庁内連携の必要性についても話し合っている。メンバーは担当部署を離れてプロジェクトチームに参加しており、この点において負担がかかっているのではないかと。そうではなく、景観計画に関わりシナリオ・イメージを書いた職員には、業務として取り組む時間が与えられ、市民からも評価が得られるような仕組みを考えるなど、市政の中で重要な位置づけを与えてはどうか。プロジェクトチームに市政の中で重要な位置づけを与えられることにより、景観政策の関わる取り組みに必要な庁内連携を図りやすくなるなど、職員だからこそできる仕組みを平成18年度以降検討していただければと思う。

以上